

オンライン資格確認の本格運用開始について

本日、オンライン資格確認の本格運用が令和3年10月20日（水）から開始されることが、厚生労働省保険局保険課から連絡がありました。

本格運用開始直前のお知らせになり大変申し訳ありませんが、下記のとおりお知らせします。

記

1 オンライン資格確認について

(1) 概要

保険医療機関等の窓口において、マイナンバーによる情報連携を活用した健康保険の資格確認ができます。

(2) オンライン資格確認の前提条件

次の①、②の両方が必要となります。

①当健康保険組合にマイナンバーを登録している

②オンライン資格確認システムを導入している保険医療機関等で受診

(3) オンライン資格確認の主なメリット

	本格運用開始後	従 来
保険診療時の資格確認	健康保険証又はマイナンバーカード※の提示	健康保険証の提示
保険医療機関等における高額な医療費への対応	オンラインにより所得区分を確認し、自己負担限度額までの支払い（限度額認定証が不要）	限度額適用認定証の提示により自己負担限度額までの支払い（事前に医療保険者へ申請し交付を受けることが必要）
転職等により誤って旧の健康保険証を提示した場合の対応	支払基金において新旧の資格記録がオンラインで確認できた場合は振替対応（返還や療養費の請求が不要）	旧保険者へ医療費の返還後に新保険者へ療養費を請求

※マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、事前にマイナポータルで登録手続きが必要。

(4) その他

健康保険組合でマイナンバーの登録処理を行ってからオンライン資格確認システムに反映するまで、原則3営業日を要します。

2 マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合の留意点

令和3年10月20日（水）からオンライン資格確認システムを導入している保険医療機関等では、マイナンバーカードによる受診が可能となりますが、次の事項に留意してください。

(1) マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合の前提条件

次の①～③の全てが必要となります。

①当健康保険組合にマイナンバーを登録している

②マイナポータルでの登録手続きが終了し、マイナンバーカードに健康保険証の情報が登録されている

③オンライン資格確認システムを導入している保険医療機関等で受診

(2) その他

オンライン資格確認システムを導入している保険医療機関等で受診する場合もマイナンバーカードだけでなく、健康保険証も持参していただきますようお願いいたします。（高齢受給者証、限度額認定証等がある場合は同様に持参していただきますようお願いいたします。）

【参考】

・オンライン資格確認システムを導入している保険医療機関等については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

(令和3年10月10日時点で8,932医療機関等が対応)